

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成22年 1 月 8 日

金 曜 日

第 3124 号

目 次

規 則

富山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 1

公 告

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 2

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 3

平成21年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

規 則

富山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成22年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 1 号

富山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

富山県内水面漁業調整規則（昭和39年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第10号中「網の直径」を「枠の内側の最大幅」に改める。

第32条の表神通川の項中「の下流端」を「下流端」に改める。

第36条第 1 項を次のように改める。

オオクチバス属（オオクチバス及びコクチバス並びにこれらの亜種を除く。）の魚種（卵を含む。）は、これを移植してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（水産漁港課）

公 告

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

福光都市計画用途地域

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成22年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人無漏路
- 3 代表者の氏名
近藤 宗明
- 4 主たる事務所の所在地
富山県魚津市吉島 552 番地 8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者及び障害者（児）に対して、居宅サービスやデイケアに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふらっと

3 代表者の氏名

宮袋 季美

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市太閤町4番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者等に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成21年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

平成21年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

平成22年1月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 等級の区分

1級及び2級

2 審査の期日及び場所

期日 平成22年2月15日（月）及び同月16日（火）の2日間

場所 南砺市井波 700番地の111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験（写生及び彫刻）

4 受験手続

平成22年1月8日（金）から同月21日（木）までに、南砺市北川 733番地（〒932-0226）井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、平成22年1月21日（木）までの消印のあるもの限り有効とする。

5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合（電話0763-82-5179）又は富山県商工労働部職業能力開発課（電話076-444-3259）に問い合わせること。